

～高知県いじめ防止基本方針より～

【学校】いじめの防止や早期発見、早期対応の充実のために
 ◆組織的で実効的な取組を
 ◆教育活動全体を通じて、いじめの防止の多様な取組を

【保護者】子どもの居場所づくりのために
 ◆話を最後までじっくり聞き、子どもの心への寄り添いを
 ◆個性や特性を認め、自分に自信がもてるような接し方を

【地域】地域ぐるみで子どもを見守り育むために
 ◆地域の行事などを通じて、子どもたちとの関わりを
 ◆子どもの様子がおかしいと感じたら学校等に連絡を

「高知家」いじめ予防等プログラムの活用について

- いじめの予防等の取組をより効果的に推進するために、いじめについての考え方や取組の例を掲載しています。
- 県民総ぐるみの取組となるように、学校の教職員だけでなく、保護者や地域の方も対象とした内容となっています。

【プログラムの概要1】 いじめの定義やとらえ方等

いじめの定義（第1章）

平成25年度より いじめ防止対策推進法（法により定義を明確化）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

法律に規定されたいじめは、いわゆる社会通念上のいじめの範囲よりも極めて広く、その行為を受けた子どもが心身の苦痛を感じた場合は、いじめに該当するとされています。

いじめの認知及びそのとらえ方（第1章）



「いじめはどの学校でも どの子どもにも起こりうる」ととらえることが重要です。そして、いじめに該当するかどうかを、表面的・形式的でなく、いじめられた子どもの立場に立って組織で判断することが大切です。

現在、高知県におけるいじめの認知件数は増加傾向にあります。いじめられた子どもの立場に立って軽微な段階から積極的にいじめを認知し、解消に向けた取組を進めていかなければなりません。

「学校いじめ防止基本方針」に基づいた年間計画例（第2章）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
学校	校内研修(いじめについて理解)		校内研修(事例研)		校内研修(学校いじめ防止基本方針の検証・改定)							
子ども	児童会・生徒会活動(提案・協議)	←児童会・生徒会活動→	児童会・生徒会活動(取組の工夫・改善)		児童会・生徒会活動(取組の振り返り)							
保護者	PTA総会・保護者会で取組を周知	←学校・学年行事等への参加→	PTA研修(いじめに関する内容の研修)		学校評価						保護者会等で取組を検証	
地域	学校・地域連携の定例会(活動計画)	←学校の教育活動を支援	学校・地域連携の定例会(学習会)		←学校の教育活動を支援						学校・地域連携の定例会(取組の振り返り)	

【プログラムの概要2】 「高知家」いじめ予防等プログラムの構成

第一章 いじめ問題の理解

保護者・地域・学校を対象に、いじめ問題の基本的な内容について理解できるように記載

1 いじめの定義と構造

- 法に規定された「いじめ」は、社会通念上の「いじめ」の範囲よりも広く、いじめられた子どもの立場に立つことが必要。
- 学校は、いじめやその疑いのある事案を積極的に見つけ、解消に向けた取組を進めなければならない。
- いじめは五層構造で成り立っている集団の問題である。「観衆」や「傍観者」ではなく「仲裁」をしようとするのが大切。いじめを見聞かしていない子どもに対しても、いじめの未然防止につながる働きかけが大事。

2 高知県の現状

- いじめのとらえ方が変わったことで、認知件数が増加傾向。教職員のいじめ問題に対する意識の高まりが、認知件数の上昇につながっている。
- 教職員や保護者、地域の方の中には、いじめのとらえ方について十分に理解ができていない現状もある。

3 高知県いじめ防止基本方針

- 「高知県いじめ基本方針」には、県民総ぐるみでいじめ問題に取り組むことを示しており、国の法や方針にしたがって策定した。この方針をもとに市町村や学校の「いじめ防止基本方針」を作成している。

4 いじめについての具体的な取組

- 子どもの「居場所づくり」「絆づくり」がいじめの未然防止につながる。教育活動全体を通じた人権教育の推進が必要。
- いじめの早期発見のために、いじめのとらえ方等について全ての教職員の共通理解が必要。
- 早期解消のためには、特定の教員が一人で抱え込まず、組織で対応することが重要。

第二章 いじめ問題への保護者・地域・教員研修プログラム

保護者・地域・学校が研修等で活用できるように研修の提示資料の概要等を記載

保護者用研修プログラム

- (1) いじめ問題に関する基本的な内容
 - 県民総ぐるみの取組
 - 「高知県いじめ防止基本方針」や「学校いじめ防止基本方針」について
 - 家庭でできること
 - 子どもに対し、規範意識や他者への思いやりなどを養う関わりをもつことが大切
 - 学校、家庭、地域が協力、連携することでいじめの未然防止、早期発見、解決につながる
 - 子どもの様子がおかしいな、変だな・・・と思ったら（保護者編）

地域用研修プログラム

- (1) いじめ問題に関する基本的な内容
 - 私たち大人ができること → いじめのない安心した学校・地域に向けて大人ができること
- (2) 子どもたちとのコミュニケーション
 - 子どもとの関わり方（ポイント）→ 話しやすい雰囲気づくり、子どもへの声かけの技
- (3) いじめの未然防止のための取組
 - 大人と子どもと一緒に活動することがいじめの未然防止につながる
 - 子どもの様子がおかしいな、変だな・・・と思ったら（地域編）

教員用研修プログラム

- (1) いじめの定義と構造の理解 → いじめの定義、積極的な認知、組織で対応
- (2) いじめを早期発見するために
 - 早期発見の基本、アンケートや教育相談の活用、いじめに気付く視点
- (3) 組織的ないじめへの対応のあり方
 - いじめが起きた時の対応、いじめ重大事態について
- (4) いじめの未然防止 → 未然防止につながる授業づくりや集団づくり

- 子どもを守り通す姿勢**
 - 子どもがいつでも相談できる信頼関係づくり
 - 被害者等の尊厳を守り、安心して過ごせるよう十分に配慮
- 一人で抱え込まずチームで取り組む**
 - 組織で情報共有し、一人で抱え込まない体制づくり
 - 「学校いじめ対策組織」を機能させ、指導や支援を役割分担し、組織で対応
- 軽微ないじめも見逃さない**
 - いじめの定義に基づき、確実にいじめを認知
 - 子どもの変化に気付くアンテナを高くする

いじめ防止対策を推進するためのポイント

第三章 いじめ予防等の学習プログラム

学校において教員が活用することができる、子どもを対象としたいじめ予防等プログラムについて記載

1	いじめ問題を目的とした個別学習プログラム	期待される効果
(1) いじめ理解学習	いじめに関する内容を題材にした道徳の授業（高校・特別支援学校はLH等で実施） 【目的】 すべての子どもが安心して学校生活を送ることができるための基盤づくり 【内容】 ・小学1年～中学3年の各学年で1つの指導案例を掲載。 ・高校はLH等で1例、特別支援学校は対象の子どもに応じて小中高等部の指導案を活用	いじめについての理解を深め、いじめの防止や解決に資する道徳性が養われる
(2) 自己肯定感の育成	鳴門教育大学の予防教育プログラム 【目的】 すべての子どもがいじめに立ち向かおうとするための、自分への自信、他者への信頼、内からのやる気の育成を図る 【内容】 ・鳴門教育大学の予防教育プログラムの一つである「自己肯定感」の育成プログラム ・小学校の低・中・高学年及び中学校から一学年を選択して年間4時間のプログラムを実施 ・実施する場合は、県教委人権教育課担当へ連絡	子どもの内発的やる気が上昇し、いじめに立ち向かおうとする力や自分を大切にできる力が育成される
(3) 人間関係づくり	人間関係力やコミュニケーション力を高める授業 【目的】 すべての子どもがお互いの違いを認め、支え合うために必要な人間関係力やコミュニケーション力の育成を図る 【内容】 小学校低・中・高学年において指導案2例、中学校、高校において指導案2例、特別支援学校において指導案1例を掲載	思いやりや気遣い、感情の表し方など、対人関係の技術を学ぶことで、子ども同士の友人関係が広がる
2	生徒指導の三機能を働かせた教科等の授業づくり ・小学校3学年国語科学習指導案例 ○自発的・自治的態度を育む学級活動 ・小学校第6学年学級活動指導案例	自己指導能力を育み、いじめが生じにくい・いじめを許さない学級づくりを進めようとする
3	児童会・生徒会を通じた予防的取組 ○これまでの児童会・生徒会交流集会について ○児童会・生徒会が主体となったこれまでの取組 ○成果・今後の方向性 ○「高知家」児童生徒会援隊（実行委員会より） ○児童会・生徒会の取組例	子どもがいじめをなくすために何が出来るかを考え、それを実行しようとする態度が育まれる
4	地域との連携を通じた取組 ○地域と学校の効果的な連携・協働 ○地域学校協働本部・コミュニティスクールについて ・仕組みや取組により期待される効果 ○地域との連携を通じた取組例	地域と学校が連携・協働して、子どもの規範意識や自尊感情が高まる